

♪中央しんきん

SDGs・ESG



応縁定期預金

第2弾!



SDGs・ESGに取組む企業への融資「中央しんきん SDGs・ESG 応縁ローン」に利用するほか、本商品の預金利息の10%相当額について、SDGs・ESGに関する優れた取組を行っている団体・地公体等へ寄付を行います。

ご利用頂ける方

当金庫営業エリアにお住まいの **個人の方**
当金庫営業エリアに事業所を有し営業中の **法人のお客さま**

預入期間

3年

販売総額

30億円 (個人・法人あわせて)

(販売総額に達し次第販売を終了します。)

適用金利

年0.15% (税引前)

預入金額

1回10万円以上

取扱開始日

2022年6月21日

上記の適用金利は、初回預入期間のみの適用です。満期後は、満期日時点の同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期(300万円未満)・スーパー定期300(300万円以上)・大口定期(1,000萬円以上)に自動継続されます。中途解約された場合、お預入れ日から解約日までは、解約日の普通預金金利が適用されます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは (Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットに於いて採択された「持続可能な開発目標」国連加盟国のすべての国がその目標達成に向けた取組を行う事とし、17の目標と169のターゲットから構成され2030年までの達成を目指しています。

ESGとは (Environment Social Governance)

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字を組み合わせた総称。
適切な企業統治のもとで、環境や地域社会に配慮した取組を行うことが企業の持続的成長に繋がるとの観点から、企業を評価・判断する指標として用いられています。

★詳しくはお近くの窓口・営業担当者にご確認ください。

〒693-0001
島根県出雲市今市町252-1
TEL (0853) 20-1000 (代)



島根中央信用金庫



2022年9月1日現在

中央しんきん SDGs・ESG 応縁定期預金 商品概要

中央しんきん SDGs・ESG 応縁定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなります。なお、当金庫では各種規定を電子化し窓口での配布を終了しております。各種規定については
<https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html>にてご確認ください。

令和4年9月1日現在

| | | |
|------------------|---|--|
| 商品名 | 中央しんきん SDGs・ESG 応縁定期預金 | |
| 目的 | SDGs・ESG に取組む企業への融資『中央しんきん SDGs・ESG 応縁ローン』に利用するほか、本商品の預金利息の10%相当額について、SDGs・ESGに関する優れた取組みを行っている団体・地公体等へ寄付を行います。 | |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ●当金庫営業エリアにお住いの個人の方（個人事業主の方を含みます）。 ●当金庫営業エリアに事業所を有し営業中の法人（任意団体を含みます）。 | |
| 取扱期間 | 令和4年6月21日（火）～販売限度額に達するまで | |
| 販売限度額 | 30億円 | |
| 基本商品 | スーパー定期・スーパー定期300・大口定期 | |
| 預入期間 | <p>3年</p> <p>〔複利型〕個人 預入金額1,000万円未満</p> <p>〔単利型〕法人および個人 預入金額1,000万円以上</p> <p>※定型方式の自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。</p> | |
| 預入方法 | 預入方法 | 一括してお預け入れいただきます。※新たな資金でのお預け入れが条件になります。 |
| | 預入金額及び預入限度額 | 1口 10万円以上預入限度額なし |
| | 預入単位 | 1円単位 |
| 払戻方法 | 満期日以後に一括して払戻いたします。 | |
| 利息 | 適用金利 | <p>年0.15%（税引前）</p> <p>新規預入れ初回特別金利（初回預入れ期間のみ対象となります）</p> <p>※ご注意：今後の市場環境等によっては適用金利を変更する場合があります。</p> |
| | 利払方法 | <p>〔複利型〕満期日以後に一括して支払います。</p> <p>〔単利型〕中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数 および中間利払利率（約定利率×10%）により計算します。</p> <p>※なお、中間利払日にお支払いする利息は、普通預金に振替いたします。</p> |
| | 計算方法 | <p>〔複利型〕付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算</p> <p>〔単利型〕付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p> |
| 税金 | 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優をご利用いただけます。 | |
| 満期後の商品 | 初回満期日以降は、同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期・スーパー定期300・大口定期に自動継続されます。 | |
| 中途解約時のお取扱い | <p>この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。</p> <p>お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。</p> <p>満期日前の中途解約時には、解約時における普通預金利率を適用いたします。</p> | |
| 預金保険制度 | <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。）</p> | |
| 手数料 | 不要 | |
| 附加できる特約事項 | <p>預入金額が1,000万円未満の場合：「総合口座」の担保とすることができます。</p> <p>（貸越利率は担保定期預金の約定年利回りに0.5%上乗せした利率）</p> <p>預入金額が1,000万円以上の場合：「総合口座」の担保とできません。</p> | |
| 苦情処理措置 紛争解決措置 | <p>●苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室（9時～17時、☎0853-20-1000）までお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客様は当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、☎03-3517-5825）までお申し出ください。</p> | |

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。